

### 宮城県内流通食品等の放射性物質検査結果について

宮城県内で流通する食品等について、収去検査により下記のとおり放射性物質検査を実施しましたので、その結果をお知らせします。

#### 記

- 1 検体採取年月日 平成31年1月29日、30日
- 2 検査結果判明年月日 平成31年1月30日、2月1日
- 3 検査機関 宮城県保健環境センター、宮城県食肉衛生検査所
- 4 測定機器及び測定法 一般食品については原則として NaI シンチレーションスペクトロメータによるスクリーニング法。ただし、一般食品については、結果がスクリーニングレベル (50Bq/kg) を超えた場合は、ゲルマニウム (Ge) 半導体検出器による精密検査法により検査結果を確定します。  
飲料水、牛乳及び乳児用食品については、ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメータによる精密検査法。
- 5 検査結果 全ての品目について、基準値を下回り、安全性に問題ないことが確認されました。 詳細は下表のとおりです。

(検査結果)

No	食品区分	品目	製造所 (加工所) の所在地	検査法	放射性セシウム測定結果 (Bq/kg)	備考
1	牛乳	牛乳	宮城県大崎市	Ge	不検出※1	
2	牛乳	乳飲料	宮城県大崎市	Ge	不検出※1	
3	一般食品	乳酸菌飲料	岩手県	NaI	不検出※2	
4	一般食品	ベーコン	岩手県	NaI	不検出※2	
5	一般食品	ポークウインナー	岩手県	NaI	不検出※2	
6	一般食品	漬物 (白菜)	宮城県石巻市	NaI	不検出※2	
7	一般食品	たくあん漬	宮城県石巻市	NaI	不検出※2	
8	一般食品	さんま佃煮 (そうざい)	宮城県牡鹿郡女川町	NaI	不検出※2	
9	一般食品	豚肉	宮城県登米市 (生産地) ※3	NaI	不検出※2	
10	一般食品	豚肉	宮城県登米市 (生産地) ※3	NaI	不検出※2	
11	一般食品	豚肉	宮城県登米市 (生産地) ※3	NaI	不検出※2	
12	一般食品	豚肉	宮城県東松島市 (生産地) ※3	NaI	不検出※2	
13	一般食品	豚肉	宮城県東松島市 (生産地) ※3	NaI	不検出※2	
14	一般食品	豚肉	宮城県東松島市 (生産地) ※3	NaI	不検出※2	

※1 精密検査法における「不検出」とは検出限界値未満のことです。検出限界値は測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を指し、基準値の1/5の濃度以下で、測定毎に異なります。今回は、5.9 Bq/kgでしたが、個別品目ごとの検出限界値は「放射能情報サイトみやぎ」を参照ください。

※2 スクリーニング法における「不検出」とは測定下限値未満のことです。測定下限値は基準値の1/4の濃度以下で検出限界値以上の値であることが条件であり、2.5 Bq/kgとしています。

※3 豚肉の生産地を記載しています。

(参考)

食品区分	飲料水	牛乳	乳児用食品	一般食品
食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウム基準値 (Bq/kg)	10	50	50	100

注) 収去検査

食品衛生法第28条に基づき、厚生労働大臣や知事等が食品の安全の確保、飲食による危害の発生防止及び国民の健康の保護を図る上で必要があると認めるとき、営業者やその他の関係者から無償で食品等を提供させ、試験検査を行うこと

(参考)

### 平成30年度宮城県内流通食品等の放射性物質検査結果

平成31年2月6日

#### <精密検査>

食品区分	検査件数	内訳 <sup>※1</sup>		基準値以下件数			基準値超過件数	基準値 (Bq/kg)
		県内	県外	不検出	~10 (Bq/kg)	11~50 (Bq/kg)		
飲料水	12	2	10	12	0		0	10
牛乳	48	35	13	48	0	0	0	50
乳児用食品	15	0	15	15	0	0	0	50
一般食品 <sup>※2</sup>	0	0	0	0	0	0	0	100
計	75	37	38	75	0	0	0	

#### <簡易検査 (スクリーニング法) >

食品区分	検査件数	内訳 <sup>※1</sup>		基準値以下件数			基準値超過件数	基準値 (Bq/kg)
		県内	県外	不検出	25~50 (Bq/kg)	51~100 (Bq/kg)		
一般食品	267	242	25	266	1	0	0	100

#### <総計>

検査件数	内訳 <sup>※1</sup>		基準値以下件数	基準値超過件数
	県内	県外		
342	279	63	342	0

※1 製造所 (製造所固有記号による表示の場合は、製造者または販売者) 等が県内であるか県外であるかにより区別したものです。

※2 簡易検査 (スクリーニング法) にて 50Bq/kg を超過した一般食品については、精密検査を実施し検査結果を確定します。その際は精密検査の検体数としてカウントされます。